

～「子ども」の視点から考える～

「日本語教育の推進に関する国の基本方針」への10の提言

2019年12月

「日本語教育推進法に関する国際フォーラム in かながわ」参加者一同



写真提供：東海大学新聞 編集部

付録

- ・「日本語教育の推進に関する法律」（2019年6月28日公布・施行）
- ・外国人集住都市会議うえだ2019 「うえだ宣言」

「日本語教育推進法に関する国際フォーラム in かながわ」の開催と
本提言書の出版は東海大学連合後援会の研究助成を受けています。

～「子ども」の視点から考える～

「日本語教育の推進に関する国の基本方針」への10の提言

これらの10の提言は以下の要領で開催された国際フォーラム（参加者196名）の中で話し合われ、参加者一同によって採択されたものです。

名称	日本語教育推進法に関する国際フォーラム in かながわ
開催日時	2019年12月21日
会場	JICA 横浜センター
プログラム	日本語教育推進法の概要説明（小貫大輔 / 東海大学） 講演：多文化環境で育つ子どもの言語発達—日本に資する支援のあり方とは？（中島和子 / トロント大学） 報告：愛知県における乳幼児期の外国人親子のサポートについて（松本一子 / 愛知淑徳大学） 分科会別討論：日本語教育推進法を子どもの視点から考える 提言の取りまとめ
主催	日本語教育推進法に関する国際フォーラム実行委員会
共催	東海大学地域連携センター / CRI- チルドレンズ・リソース・インターナショナル / はだの子ども支援プロジェクト「ゆう」
後援	バイリンガル・マルチリンガル（BM）子どもネット / 独立行政法人国際協力機構横浜センター / 公益財団法人海外日系人協会 / 公益財団法人かながわ国際交流財団 / 神奈川県教育委員会 / 秦野市 / 平塚市 / 伊勢原市 / 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 / 公益財団法人横浜 YMCA
協力	認定 NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ

各分科会代表

分科会 A 「小さな子ども」	分科会 C 「外国学校」
宮崎幸江（上智大学短期大学部教授）	小貫大輔（東海大学教授）
鈴木庸子（国際基督教大学教育研究所研究員）	斐安（外国人学校ネットワークかながわ共同代表）

分科会 B 「学校」	分科会 D 「海外」
高橋清樹（多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長）	中島和子（トロント大学名誉教授）
ピッチフォード理絵（YSCグローバル・スクール多文化コーディネーター）	カルダー淑子（母語継承語バイリンガル教育学会 海外継承日本語部会代表）
川原翼（秦野市立渋沢小学校教諭）	

実行委員会メンバー

小貫大輔	（東海大学教授）
川原翼	（秦野市立渋沢小学校教諭 / CRI- チルドレンズ・リソース・インターナショナル 代表）
鈴木庸子	（国際基督教大学教育研究所研究員）
高橋清樹	（多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長）
田口香奈恵	（東海大学准教授）
星久美子	（かながわ国際交流財団職員 / CRI- チルドレンズ・リソース・インターナショナル 事務局代表）
宮崎幸江	（上智大学教授）

実行委員会連絡先

「彩とりどりの子どもたち」プロジェクト

電話： 0463-58-1211（東海大学教養学部国際学科 小貫大輔）

Email： criinfo@cribrasil.org（CRI- チルドレンズ・リソース・インターナショナル）

* 関連資料のダウンロードは以下のホームページより

バイリンガル・マルチリンガル（BM）子どもネット

<https://sites.google.com/view/bmcn/home>

～「子ども」の視点から考える～

「日本語教育の推進に関する国の基本方針」への10の提言

本年6月28日、「日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法）」が公布・施行され、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現」を目的（第一条）に、国と自治体はその責務として日本語教育を推進していくことが明言されました。これまでは「義務教育の対象外」とされてきた外国籍の子どもたちについても、日本語や教科の指導を充実させるために教員配置の制度を整備し、教員養成・研修を充実させ、就学支援その他の必要な施策を講ずる（第十二条）として、国や自治体が積極的にかかわる姿勢が示されました。多文化共生への法制整備の第一歩とも言える法律であり、高く評価されます。

また、この法律は、「海外に在留する邦人の子等」の日本語教育にも触れています（第十九条）。日本や海外で複数の言語に囲まれて育つ子どもたちの教育に関わる法律であり、具体的な施策のあり方次第では、日本語を含む複数言語を身につけたグローバル人材の育成にもつながる重要な法律だと言えます。

他方、この法律は子どもと大人の日本語教育を同時に扱っていることから、その運用を誤ると、言語形成期にある子どもの認知力と心身の発達に予期せぬ悪影響を与えかねな

い懸念もあります。すでに言語が確立している大人と異なって、子どもは心身の発達過程にあり、まさに言語能力そのものを育てている時期にあるため、大人への日本語教育とはまったく異なった視点と指導アプローチが必要だからです。特に忘れてならないのが、「母語」が果たす役割の重要性です。母語を身につけることは、子どもがホスト社会の言語を学ぶ上でもその基礎となり、家庭にとっては親と子の絆を育てるためのかけがえのない財産となります。多文化共生政策に力を入れてきた海外の国々では、その国の公用語と子どもの母語の教育を表裏一体のものとして捉えて支援に力を入れており、移民の社会統合の成功につながっています。

この度、「日本語教育推進法に関する国際フォーラム in かながわ」の参加者一同は、上に述べたことを踏まえてこの法律を「子ども」の視点から見直し、複数の言語環境で育つ子どもたちが本当に必要とする日本語教育推進の施策とはどのようなものであるか、以下の提言を取りまとめました。国が2020年6月までにまとめるとしている「日本語教育の推進に関する国の基本方針」などを通じて、今後の施策に反映させていただけますようここに提言いたします。

2019年12月21日

JICA 横浜センター（神奈川県）にて

「日本語教育推進法に関する国際フォーラム in かながわ」

参加者一同

1 乳幼児期の母語の重要性啓発と 多文化・多言語子育てへの支援を

子どもの言語と心身の発達のためには、家庭で豊かに言語のシャワーを浴びさせることが欠かせません。しかし、誤ったアドバイスなどのために保護者が自らの母語を使うことを控え、無理をして不十分で不完全な日本語を家庭内言語にしてしまった結果生まれる問題が頻繁に報告されています。親の日本語力不足がゆえに、子どもの言語発達そのものに遅滞が起こるのです。日本語教育推進法では、子どもが「生活に必要な日本語を習得することの重要性」について保護者への啓発活動を行うとしていますが（第十二条）、同様に、保護者が自信をもって子育てできる言語（一般的には母語）を家庭では率先して使うことの重要性を啓発する必要もあります。初期の子ども時代（Early Childhood）と言われるこの時期に外国人家庭・国際結婚家庭に関わるすべての専門家（母子保健、医療、幼児教育、生活支援の関係者）や地域社会が、複数言語環境での子育てについて正しい知識と態度を持ち、複数の文化・言語をもった子どもとして育てること（多文化・多言語子育て）を支援することが必要です。

保健医療関係の機関からは、妊娠から出産にかけての時期に、子どもの言語発達について説明した冊子を配布することができるでしょう。厚生労働省は母子健康手帳を各国語に翻訳して配布することを計画していますが、その中で母語での子育ての重要性について説明するとともに、言語発達の目安となる発話に関する部分では、（単なる翻訳ではなく）キーワードを言語別に例示することも重要です。保育所・幼稚園・子ども園などでは、子どもの母語の絵本などの図書を揃え、可能な限りそれらの言語を理解するスタッフを配置して、母語での読み聞かせをすることなどが望まれます。そのためには、自身が多言語環境で育った人材を、子どもの国籍や数に応じて採用するような法整備も必要です。また、地域子育て支援センターや公民館などのプログラムにおいては、外国人の保護者が日本人と一緒に参加しやすい環境を作り、母語での多文化・多言語子育てを励ます雰囲気醸成することが肝要です。

2 就学準備のための施策の全国展開を

海外にルーツをもつ子どもたちの多くは、小学校に入学する前に就学準備の特別な支援と助走期間を必要とします。日本語学習のためだけでなく、日本の学校そのものに慣れ親しむことも含めて、数か月間の就学準備教室（プレスクールとも呼ばれる）に通う期間を設けている自治体が増えています。すでに学齢期に入ってから日本に移住してきた子どもたちについても、日本の学校に編入

する前に「編入準備教室（プレクラスとも呼ばれる）」で助走期間を持つことの効果が知られています。プレスクールやプレクラス期間に支援を必要としているのは子どもだけではありません。日本の学校文化についてわからないことが多く、不安をかかえている保護者も、この期間に子どもと一緒に授業を受けられるようにしている自治体もあります。

就学前の子どもへの就学準備支援のためには、プレスクールのみではなく、保育所・幼稚園・子ども園における適切な対応も必要です。子どもは、これらの施設で日本語での会話力を自然に習得していきますが、母語の習得を励ますと同時に、日本語の学習言語を意識して日本語での絵本の読み聞かせを行うことなどが重要です。同時に、それらの施設に入っていない不就園の子どもたちへの対応も欠かせません。就学後の子どもの編入準備に関しては、学校や学童クラブなどとの緊密な連携が必要です。

海外にルーツをもつ子どもの就学準備支援として重要なことは、①成功事例の施策を全国に広げ、自治体間での格差を生じさせないこと。そのためには多文化・多言語子育て支援、プレスクール・プレクラス設置のためのガイドラインを作成し、各自治体が人材を確保・育成するように促すこと。②母子保健・保育・幼児教育分野など初期の子ども時代に関わる国の関係諸機関（厚生労働省子ども家庭局、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、内閣府子ども子育て本部、国立教育政策研究所幼児教育研究センターなど）および日本語教育関係者・母語バイリンガル教育関係者との間で相互の連携を深めることです。

3 外国籍の子どもの就学の促進と 「教育への権利」の保障を

2019年、文部科学省はこれまでに前例のない「外国人の子供の就学状況等調査」を実施し、その結果を9月27日に発表しました。それによると、住民基本台帳上で日本に在住しているはずの小中学校年齢の外国籍の子どもおよそ12万4千人のうち、公立・私立の小中学校などの義務教育諸学校に在籍していることが確認されたのは8割に満たず、それ以外は、およそ4%が民族学校やインターナショナルスクールなどの外国学校に通っている他は、まったく就学していないか、就学の状況が確認できない状況にあることがわかりました。「およそ6人に1人が義務教育年齢で就学していない可能性」というのは異常な事態であり、急いで対策を講じる必要があります。国はこれまで外国籍の子どもの義務教育の対象外としてきましたが、日本語教育推進法の趣旨に照らしても、公立・私立の学校（一条校）や外国学校への就学を促進し、日本語学習の機会を確保することはもちろん、そもそもの「教育への権利」を保障することが急務です。

外国と日本の間を往還してきた子どもの中には、学年と実際

の年齢の間に差が生まれていることが多々あります。学齢超過などを理由に義務教育が修了できないことが起きないように、公立の小・中学校などでは子どもの最大の利益を優先した柔軟な受け入れをしなければいけません。

4 日本語指導を必要とするすべての子どもへの日本語学習の機会の保障を

文部科学省は、これまでも「日本語指導が必要な児童生徒」の数を隔年で発表しており、2018年5月現在、公立の小中学校および高校に在籍する93,133人の外国籍児童生徒のうちおよそ43% (40,485人) が日本語指導を必要としていると発表しました。しかし、何らかの特別な指導を受けられているのは、そのうちの8割ほどでしかないのが現状です。日本語教育推進法の制定を機に、国と自治体の責務として、日本語指導を必要とする子どもすべてに日本語学習の機会が保障されるようにしなければいけません。

そのためには、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(2017年改正)」に基づいた「日本語指導に必要な教員定数(18人に1人)」を国が確実に実現することはもちろん、自治体は、必要に応じてさらなる教員を正規に雇用する必要があります。

また、日本語指導の質を劇的に改善する必要もあります。これまでは、子どもの日本語教育について特に専門性のない教員が指導にあたってきたのが実情です。このあり方を抜本的に改めるためには、教科としての「年少者日本語教育」を新設し、教員養成課程にも「年少者日本語教育」や「多文化共生教育」専修を設置することが重要です。教員養成課程および初任者研修や現職教員研修などでは「多文化共生教育」を必修として、複数の文化・言語背景をもつ子どもたちへの教員たちの理解、指導力や対応力を向上させることも重要です。

5 子どもの生活歴や言語環境に応じた対応を

海外にルーツをもつ学齢期の子どもは、就学前の生活の場によって大きく二つのタイプに分かれます。A 日本で生まれた、あるいは就学前の乳幼児期に来日した子どもと、B 就学前は海外で育ち、学齢期になってから来日した子どもです。前者は、さらにA-1 母語を中心に乳幼児期を過ごした子どもと、A-2 母語が伸び悩み、日本語の方がすでに優勢になっている子どもに分かれます。

A-1. 日本生まれ・乳幼児期に来日し、

母語を第一言語として育った子どもへの支援

これらの子どもは、小学校に入ってから日本語をおぼえることになるので、日常会話が容易になるまでにほぼ2年、学習言語が身につくまでには少なくとも4年、母語の基礎が弱い場合は7年から10年がかかると言われています。母語でしっ

かりした言語能力を築いていれば、小学校高学年から学習の力が伸び始め、かつバイリンガルとして成長することがしばしばです(注1)。この学習の下支えとなる母語の力を継続して伸ばすことは極めて重要であり、学校と地域と家庭が一体となって支援体制を構築することも重要です。学校現場においては、母語支援者を活用している自治体も増えていますが、その待遇を改善し、さらなる人材を確保・養成し、研修などを通じて日本語指導やカウンセリング能力を高めることが必要です。

A-2. 日本生まれ・乳幼児期に来日し、母語よりも

日本語の方が優勢になっている子どもへの支援

小学校や中学校の教育現場では、日本で生まれた子どもや乳幼児期に来日し、日本語の方がすでに優勢になっている子どもの学力遅滞が問題となっています。これらの子どもは、一見生活に困らない日本語の対話力があるので特に低学年では見過ごされがちですが、実は語彙が不足し、言語能力そのものにおいてキャッチアップが必要であることが多々あります。両言語が低迷し、概念がはっきり把握できていないことがあり、しっかりとスキュアフォールディング(足場組み)をして日本語を通して学力を高めてあげなければいけません。一見、特別支援が必要な子どもと共通する症状を呈することもあり、学校ではしばしばそういう状況にある子どもを特別支援級に入れることがあります。しかし、スキュアフォールディングの教育方法が知られていないと、単なる「隔離教室」になってしまいがちです。このような子どものための年少者日本語教育の方法を確立し、それによく通じた専門家を養成することが重要です。

B. 学齢(小中学校)期になってから

来日した子どもへの学校教育における支援

これらの子どもは、本人ではなく親の意思によって日本に移住することになった場合がほとんどです。小学校低学年の子どもはすぐに新しい環境に慣れていきますが、小学校高学年、中学生で来日した子どもは、日本語の学習に気持ちを向けられるようになるまでに時間がかかる、なかなか学校生活になじめない、将来へのビジョンがもてないなどの問題を抱えることがあり、不登校や中学校・高校段階での中途退学などにいたるケースも多く報告されています。教科統合型の日本語学習の支援はもちろん、母語によるサポートや子どもの気持ちに寄り添った心理サポートが必要です。特に中学生以降の子どもには、日本語学習や教科の学習で母語による支援があれば理想的です。自分のルーツに対する誇りやアイデンティティを失わないように支援することで、自己肯定感を高め、学習に前向きに取り組む姿勢にもつながることが知られています。

6 高校入試の際の特別な配慮や特別入学枠の設定と進学後の包括的な支援を

日本ではほぼすべての子どもが高校に進学する中で、海外にルーツをもつ子どもたちの高校進学率は6割とも、5割以下とも言われます。様々な年齢で海外から来日した子どもばかりでなく、日本生まれの子どもにとっても高校進学の壁が人生の大きな障壁となっています。そのことが、格差や差別の温床ともなり、社会の不安定化にもつながりかねません。学習言語としての日本語をマスターするには少なくとも5年、母語の基礎が弱い場合は7~10年かかると言われ、日本語による学力試験を課される高校入試では大きなハンディを負うこともあります。一方で、高校入試の際の特別な配慮や、特別入学枠の設定、高校進学後の包括的な支援などの先進的な施策に取り組む自治体もあり、自治体間の格差が顕著になっています。この法律の主旨のもと、子どもの居住地によって不利益を被る子どもがないよう、全国的に統一された高校入試の基準を設けるなどして、自治体間の格差を縮めるための国の施策が必要です。

7 外国学校やその他の当事者による教育活動への支援を

以上の1~6の提言は、日本の学校に通う子どもたちについての提言ですが、忘れてならないのは、外国籍の子ども4%（およそ5,000人）が民族学校やインターナショナルスクールなど、「外国学校（注2）」と呼ばれる非正規の学校に通っていることです。外国学校は私学助成など政府の支援を受けることができず資金に乏しいことが多く、特に日本語教育と日本の社会や歴史、地理などについての教育が十分にできないことがあります。そのような環境にある子どもたちこそ、「日本語教育の推進」を本当に必要とする子どもたちだと言って間違いありません。日本語教育推進法の主旨に照らし、外国学校の行う、少なくとも日本語教育および日本で生活に必要な教養を身につけるための教育については、人的にも資金的にも、カリキュラム編成や教材作成においても、国と自治体が連携して支援にあたらなければいけません。

また、外国学校に通う子どもに対して、その健康と安全を守る施策が国からも自治体からもなされていないことは子どもの命にかかわる重大な問題です。すべての子どもの教育への権利を保障する観点からも、国および自治体がガイドラインなどを設けて支援にあたる必要があります。

外国籍の子どもが不就学をなくすという観点からも、国や自治体が外国学校との連携を深めることは重要です。これまでのように外国学校を選択すると日本の学校の学籍を失う仕組みでは、一般の小中学校と外国学校の間を行き来する子どもが不就学になってしまっても把握できないのが

現状です。外国籍の子どもが不就学をなくすためには、外国学校を「義務教育相当の普通教育を行う教育機関」として位置付ける必要があります。海外にルーツをもつ子どもたちにとって、日本語と母語・継承語のどちらもが大切な言葉です。そのどちらが欠けても社会統合や後々の経済的自立の障害になることがあります。そのような子どもたちの特別なニーズに応えるものとして外国学校の役割を認知し、支援していく必要があります。

一般の小中学校でのいじめ体験をきっかけに外国学校を選ぶ子どもも多く、外国学校が事実上のセーフティネットとなって不登校や不就学を減らしている面があります。外国学校が子どもへの心理サポートができるように支援することも重要です。不就学となりがちな子どもの教育に経験豊かな外国学校も多く、かつてリーマンショック時に不就学となってしまった子どもたちの就学促進のために「虹の架け橋事業」を通じて協力したものもありました。国や自治体は、外国学校のそのような経験・知見を活かし連携していくことが重要です。

外国人家庭が「外国学校」を選ぶのは、同じ文化と言語を共有するコミュニティがないと母語や母国の文化を子どもに伝えることが困難だからでもあります。親と子が共通の言語をもち、母国の文化につながるアイデンティティを共有することは、子どもの成長にとって大きな意味を持ちますが、それを家庭だけで成しとげるのはたいへん困難なことです。「外国学校」以外でも、共通のルーツを持つ人たちが自助的努力によって母語を中心とした教育活動を行うことは大切であり、そのようなグループの形成を支援することも、ひいては外国籍市民が日本社会に定着するために重要な施策です。

8 全国の自治体にタスクフォース・連絡協議会を

以上、1~7までの提言を具現化するためには、海外にルーツをもつ子どもたちに係わる関係者が、セクターを超えて力を合わせる必要があります。呼び名はいろいろありますが、そのようなタスクフォースや連絡協議会を立ち上げている自治体は多く、その実践が全国すべての自治体に広げることが必要です。

9 海外の日本につながる子どもたちへの支援を

もう一つ忘れてならないのが、海外で暮らす日本につながる子どもたちへの支援であり、特にこの提言で取り上げるのは、戦後の日本を出自として海外に移住した日本人（外国人と結婚した人も含む）の子どもたちへの母語教育・継承語教育に関するものです（注3）。海外にルーツ

を持って日本に暮らす子どもたちも、日本にルーツを持って海外で暮らす子どもたちも、多言語環境で言語形成期を送るという意味では共通するものであり、この両者は一体として捉えられるべきです。

在外における母語の継承にあたって鍵となるのは、日本で育った親世代(移住者1世)と、現地で育つその子世代(1.5世、2世)の間の継承です。母語を親から子に伝承する教育は、家庭で使われる言葉を基盤として、高いリテラシーの獲得をめざす継承日本語学校に継承されることが望まれるのであり、そのような教育を通してこそ、在外の子どもたちは高度な現地語と日本語の力をともに備えた、本物のグローバル人材に育つことができます。つまり「継承語としての日本語教育」とは、多言語環境で育つ子どもの言葉と心の発達に配慮する言語教育であり、その意味で、単一言語・単一文化を基本とする「国語教育」とも、「外国語としての日本語教育」とも異なるものです。

こうした中で現状を見ると、子どもたちの継承日本語教育をめぐる環境は決して良いとは言えません。多くの現地定住家庭の子どもは、駐在員の子を主な対象に国語の補習を行う週末の補習校に通学しています。しかし、定住家庭や国際結婚家庭の子どもが多く参加する継承語コースや国際学級は政府支援の対象から外されています。その背景には、こうした学校に通学する子どもたちを、国籍や帰国・永住予定の有無によって線引きをしがちな政府の方針があります。この線引きは撤廃されなければなりません。

こうした補習校がない地域では、多くの定住家庭の子どもたちが、現地の親や教師の自助努力で運営される幼児教室や週末の小規模な日本語学校で学習しています。しかし、このようなグラスルーツの教育機関は日本政府にその存在すら知られることなく放置されており、指導にあたる教師の養成や教室の確保から、カリキュラム編成、教材作成までの一切が、現地の心ある人々や、地域の日本人コミュニティの熱意に任されています。

こうした現状から脱却するためには、海外で暮らす日本につながる子どもたちを対象とした「継承語としての日本語教育」を国の支援の枠組みに加え、草の根の継承日

本語学校の存在を認知し、そのニーズを把握することが必要です(注4)。また、その政府支援の方法については、現地語による学校教育を受けつつも、家庭では継承日本語に触れるという多言語環境で育つ子どもの言葉と心の発達に十分に留意した支援が必要です。日本からの教員派遣にあたっては、現地の多言語環境の子どもの状況について十分な就任前研修が必要です。

諸外国においては、移住者の持ち込む言語文化を国全体の財産と捉え、公教育に組み込んでいる国が少なくありません。日本にルーツを持って海外に在住する成人・子どもは多文化、多言語環境の生活を体験し、現地の言語教育政策に組み込まれて育つ子どもも多くいます。こうした海外在住者の持つ経験・知見は、国内に在住する海外にルーツをもつ子どもの政策支援にも活用されるべきです。

上記のすべてを踏まえ、日本政府には、世界各地の多様な現場の状況に十分に配慮し、現地と連携し、現地の経験・知見から学ぶ継承日本語教育への支援を望むものです。

10 施策の成果の継続評価と定期的な見直しを

以上の提言を「日本語教育の推進に関する国の基本方針」に反映させるとともに、それらの提言がいかにか具体的な施策として実行に移され、どのような成果をあげているのかを常に評価し、定期的に見直していく仕組みを構築していただけることを強く望みます。

以上

日本語教育推進法に関する国際フォーラム実行委員会
 問合せ先
 「彩とりどりの子どもたち」プロジェクト
 電話： 0463-58-1211 (東海大学教養学部国際学科 小貫大輔)
 Email: criinfo@cribrasil.org
 (CRI-チルドレンズ・リソース・インターナショナル事務局)
 *関連資料のダウンロードは以下のホームページより
 バイリンガル・マルチリンガル (BM) 子どもネット
<https://sites.google.com/view/bmcn/home>

注1：子どもの性格などによって個人差はあるが、一般的に言って年齢相応の母語の力がある子どもは、日本語を使う学校に入学・編入したときに学校に慣れるのも早く、教科の授業ですでに母語を通して概念を理解していることが多いため、新しい用語などを覚えれば学習に追いつくのも早い。もし母語で文字の読み書きまでできていれば、文字の役割をすでに知っているため、日本語のひらがな・カタカナ・漢字の習得にもプラスになる。

注2：かつて「朝鮮人学校」とされたものも「朝鮮学校」と呼ばれるようになり、「ブラジル人学校」も当事者は「ブラジル学校」と呼んでいることから、この提言書では「外国人学校」についても「外国学校」と表記する。

注3：政府主導による海外移住で形成された日系コミュニティに向けて行われてきた継承語・継承文化への支援とは異なる。

注4：従来の政策では、帰国予定者の子どもの支援は文科省の所轄、外国語としての日本語教育は外務省(国際交流基金)の所轄であり、継承日本語教育はそのほごまにあつて、支援の網から漏れているのが実情である。

日本語教育の推進に関する法律（2019年6月28日公布・施行）

（「子ども」に関連する部分を強調したもの）

目次

第一章 総則（第一条－第九条）

第二章 基本方針等（第十条・第十一条）

第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充（第十二条－第十七条）

第二節 海外における日本語教育の機会の拡充（第十八条・第十九条）

第三節 日本語教育の水準の維持向上等（第二十条－第二十三条）

第四節 日本語教育に関する調査研究等（第二十四条・第二十五条）

第五節 地方公共団体の施策（第二十六条）

第四章 日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって**多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資する**とともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の

理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、**我が国に居住する幼児期及び学齢期**（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）**にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。**

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第六条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

（連携の強化）

第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（**日本語教育を行う学校**（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）**第一条に規定する学校**、同法第二百二十四条に規定する**専修学校**及び同法第三十四条第一項に規定する**各種学校**をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の**関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。**

2 国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、

独立行政法人国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（資料の作成及び公表）

第九条 政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

（地方公共団体の基本的な方針）

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充

（外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育）

第十二条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

（外国人留学生等に対する日本語教育）

第十三条 国は、大学及び大学院に在学する外国人留学生等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者及び日本の国籍を有する者であって我が国に留学しているものをいう。次項において同じ。）であって日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を必要とする職業に就くこと、我が国において教育研究を行うこと等を希望するものに対して就業、教育研究等に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人留学生等（大学及び大学院に在学する者を除く。）であって日本語能力を必要とする職業に就くこと又は我が国において進学することを希望するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（外国人等である被用者等に対する日本語教育）

第十四条 国は、事業主がその雇用する外国人等（次項に規定する技能実習生を除く。）に対して、日本語学習の機会を提供するとともに、研修等により専門分野に関する日本語教育の充実を図ることができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 国は、事業主等が技能実習生（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって在留する者をいう。）に対して日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする。

3 国は、定住者等（出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者をいう。）が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（難民に対する日本語教育）

第十五条 国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時的に庇（ひ）護されていた外国人であって政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れたものが国内における定住のために必要とされる基礎的な日本語を習得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における日本語教育）

第十六条 国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室（専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。以下この条において同じ。）の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用することが困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第十七条 国は、国内における日本語教育が外国人等の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう、日本語教育に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 海外における日本語教育の機会の拡充

（海外における外国人等に対する日本語教育）

第十八条 国は、海外における日本語教育が外国人等の我が国に対する理解と関心の増進、我が国の企業への就職の円滑化等に寄与するものであることに鑑み、各国における日本語教育の状況に応じて、持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、現地における日本語教育に関する体制及び基盤の整備の支援、海外における日本語教育に従事する者の養成並びに使用される教材（インターネットを通じて提供することができるものを含む。）の開発及び提供並びにその支援、海外において日本語教育を行う教育機関の活動及び日本語を学習する者の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、外国人等であって我が国への留学を希望するものが我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育）

第十九条 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 日本語教育の水準の維持向上等

（日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上）

第二十条 国は、日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育を行う機関によるその日本語教育に従事する者に対する研修の機会の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等）

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師（日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。以下この条において同じ。）の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、海外における日本語教育の水準の維持向上を図るため、外国人である日本語教師の海外における養成を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（教育課程の編成に係る指針の策定等）

第二十二条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語能力の評価）

第二十三条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 日本語教育に関する調査研究等

（日本語教育に関する調査研究等）

第二十四条 国は、日本語教育の推進に関する施策を適正に策定し、

及び実施するため、日本語教育の実態（海外におけるものを含む。）、効果的な日本語教育の方法、試験その他の日本語能力の適切な評価方法等について、調査研究、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育に関する情報の提供等）

第二十五条 国は、外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、外国人等のために日本語教育に関する情報を集約し、当該集約した情報についてインターネットを通じて閲覧することを可能とするための措置、相談体制の整備に関する助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 地方公共団体の施策

第二十六条 地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第四章 日本語教育推進会議等

（日本語教育推進会議）

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

（地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等）

第二十八条 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（以下この条において「日本語教育機関」という。）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲

二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方

三 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方

四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（外務・文部科学・内閣総理大臣署名）

外国人集住都市会議うえだ2019 「うえだ宣言」

「うえだ宣言」太字部分の要旨

- ・外国人の子どもが未来を切り拓くためには、日本語教育環境の強化が重要
- ・子どもへの教育を地方自治体と国が責務を負い、教育機関・保護者と力を合わせて取りくまねばならぬ
- ・世界人権宣言でも、すべての子どもが義務としての初等教育を無償で、としている
- ・国籍や年齢によらず、すべての子どもに教育への権利を保障することは私たちの義務
- ・日本語や母語に対する学習への支援があってはじめて教育への権利が公平に保障される
- ・日本語教育指導者には、年少者と成人への指導で異なった資質や能力が必要
- ・国は、日本語教育指導者の養成に力を入れ、その就労環境や給与の向上に仕組み創りを

外国人集住都市会議は、外国人との共生社会を実現するために地域で顕在化する諸課題の解決策等、さまざまな取組を推進するとともに、法律や制度の整備に関わる課題については、国の各省庁等に提言を行ってきた。

現在、我が国に在留する外国人は280万人を超えて過去最高を数え、近年ではアジア諸国からの入国が増加するとともに定住化が進行している。本年は、国が深刻な人手不足対策に対応するため、新たな在留資格として「特定技能」を4月から認めるなど、即戦力となる外国人材の受入れに大きく舵をきる節目の年となった。政府は受入れにあたり、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するための「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、政府が一丸となって当施策を強力に推進していくとした。

これら対応策の一つに「日本語教育の充実」が謳われている。この様な中、本年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行された。日本社会において、外国人の子どもたちが自らの未来を切り拓いていくためには、日本語教育環境の強化を行うことが重要であることは紛れもない事実である。子どもたちへの教育を地方自治体と国が共同で責務を負い、教育機関及び保護者と力を合わせて取り組まなければならない。世界人権宣言でも、すべての子どもが義務としての初等教育を無償で受けられなければならないとしている。国籍や年齢によらず、すべての子どもに教育への権利を保障することは私たちの義務である。また、外国人の多くの子どもにとっては、日本語や母語に対する学習への支援があってはじめて教育

への権利が公平に保障されることも忘れてはならない。日本語学習への支援と母語へ配慮する重要性については、先の法律に明記された通りである。

また、日本語教育にあたる指導者には、言語形成期にある年少者への指導と成人への指導とはまったく異なった資質や能力が必要とされる。国は、そのことを踏まえた上で日本語教育指導者の養成に力を入れるとともに、彼らの安定的な生活が営めるよう就労環境や給与の向上につながるような仕組みを創る必要がある。

この法律を足場として共生社会への歩みを進めるため、地方自治体が日本語教育や就労等の環境を強化できるよう、国による制度設計や支援を要望する。

国が多文化共生施策全般の推進についてその責任を果たすためには、省庁間はもとより、地方自治体、事業者、教育機関、その他関係機関と連携し、地域でこれまでに培ってきた豊かな手法を取り入れながら、地方自治体で必要とするあらゆる世代に向けた多文化共生施策の展開が必要である。

外国人集住都市会議は、多文化共生施策の充実に向けて、国籍や年齢などにとらわれず、一人ひとりがかもつ個性と能力を活かしながら自らの生活を築いていくことができる社会の構築を目指して、取組の一つひとつ着実に進めていく。

2019年12月26日

外国人集住都市会議

「外国人集住都市会議」は2001年に設立され、現在は太田市、大泉町（以上、群馬県）、浜松市（静岡県）、上田市、飯田市（以上、長野県）、豊橋市、豊田市、小牧市（以上、愛知県）、津市、四日市、鈴鹿市、亀山市（以上、三重県）、総社市（岡山県）の13市町が加盟。2019年度の会議は上田市で開催され、6市の市長・副市長や出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、総務省、経済産業省などから国の担当者が出席、市民団体のメンバーら約380人が参加した。コーディネーターは愛知淑徳大学准教授の小島祥美氏。トロント大学名誉教授の中島和子氏が「多言語環境で育つ子どもの家庭言語の重要性・海外の実践を踏まえて」と題して基調講演した。

「子ども」の視点から考える ～「日本語教育の推進に関する国の基本方針」への10の提言（要約）

2019年12月21日 JICA横浜センター（神奈川県）にて 「日本語教育推進法に関する国際フォーラム in かながわ」参加者一同

【前置き】 日本語教育推進法は、多文化共生への法制整備の第一歩とも言え、グローバル人材の育成にもつながる重要な法律。他方、子どもと大人を同時に扱っていることから、その運用を課すと、言語形成期にある子どもの認知力と心身の発達に予期せぬ悪影響を与えかねない懸念もある。特に忘れてならないのが、「母語」が果たす役割の重要性である。上を踏まえて以下の10の提言をする。

1 乳幼児期の母語の重要性啓発と多文化・多言語子育てへの支援を

- 保護者が自信をもって子育てできる言語（母語）を家庭で使うことの重要性を啓発する。母子保健、医療、幼児教育、生活支援の関係者や地域社会が複数言語環境での子育てについて正しい知識と態度を持ち、多文化・多言語子育てへの支援を。
- 外国人家庭に子どもが言語発達についての冊子を配布。母子健康手帳で母語の重要性について説明し、発話の目安となるキーワードを言語別に例示する。保育所・幼稚園・子ども園などに母語の絵本を揃え、母語での読み聞かせを。

2 就学準備のための施策の全国展開を

- 就学準備の助走期間に、日本語学習と学校に慣れ親しむための「就学準備教室（プレスクール）」を開設する。学齢期に入ってから編入する子どもたちには「編入準備教室（プレクラス）」を。保護者が一線に授業を受けられるようにすることも効果的。
- 保育所・幼稚園・子ども園では、日本語の学習を意識して日本語での絵本の読み聞かせを。不就園児への対応も。
- 多文化・多言語子育て支援、プレスクール・プレクラス設置のためのガイドラインを作成し、自治体人材を確保・育成するように促す。国の関係諸機関（厚生労働省子ども家庭局、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、内閣府子ども子育て本部、国立教育政策研究所幼児教育研究センターなど）、日本語・母語バイリンガル教育関係者が相互に連携を。

3 外国籍の子どもの就学の促進と「教育への権利」の保障を

- 外国籍の子どもの「およそ6人に1人が義務教育年齢で就学していない可能性」という事態への対策が急務。公立・私立の学校（一学校）や外国学校への就学を促進し、日本語学習の機会の確保と、「教育への権利」の保障を。学年と年齢の間に差がある場合も、学齢超過などを理由に義務教育を修了できないことがないよう柔軟な受け入れを。

4 日本語指導を必要とするすべての日本語学習の機会の保障を

- 「日本語指導を必要とする児童生徒」すべてに日本語学習の機会の保障を。「日本語指導に必要な教員定数（18人に1人）」を国は確実に実現し、自治体はさらなる教員を正規に雇用する。
- 日本語指導の質を改善する。教科としての「年少者日本語教育」を新設し、教員養成課程に「年少者日本語教育」や「多文化共生教育」専修を設置。教員養成課程・初任者研修・現職教員研修でも「多文化共生教育」を必修とする。

5 子どもの生活歴や言語環境に応じた対応を

A.1. 日本生まれ・乳幼児期に来日、
母語を第一言語として育った子どもへの支援
・日本語での日常会話が可能になるまでに1～2年、学習言語が身につくには少なくとも4年。母語の基礎が弱い場合は7年から10年がかかると言われる。母語の力を継続して伸ばすことが日本語学習の下支えとなる。学校現場では母語支援者の待遇を改善し、さらなる人材を確保・養成する。日本語の指導力やカウンセリング能力を高める研修を。

A.2. 日本生まれ・乳幼児期に来日、

母語よりも日本語の方が優勢になっている子どもへの支援
・日本語も母語も低迷して概念がはっきり把握できていない場合、スキマフォールディング（足場組み）をして日本語を通して学力を高める必要がある。学校では特別支援級が単なる「隔離教室」にならないよう、年少者日本語教育の方法を確立し、専門家が対応できるようにする。

B. 学齢（小中学校）期になってから来日した子どもへの学校教育における支援

- 教科統合型の日本語学習の支援や、母語によるサポートや子どもの気持ちに寄り添った心理サポートが必要。中学生以降の子どもには、日本語学習や教科の学習で母語を通じた支援があれば理想的。自分のルーツに対する誇りやアイデンティティを失わないように支援することで、自己肯定感を高め、学習に前向きに取り組み姿勢が期待できる。

高校入試の際の特別な配慮や

6 特別入学者の設定と進学後の包括的な支援を

- 高校進学の壁が格差や差別の温床ともなり、社会の不安定化にもつながりかねない。高校入試の際の特別な配慮や、特別入学者の設定、高校進学後の包括的な支援などの施策を全国に広げ、自治体間の格差を縮める必要がある。

7 外国学校やその他の当事者による教育活動への支援を

- 国と自治体は、外国学校が行う日本語教育や日本での生活に必要な教養を身につけるための教育への支援を。外国学校に通う子どもの健康と安全を守る施策も。
- 外国籍の子どもの不就学をなくすためには、外国学校を「義務教育相当の普通教育を行う教育機関」として位置付けることが必要。海外にルーツをもつ子どもたちには、日本語と母語、継承語双方の学びが大切。社会統合と経済的自立にもつながる。外国学校の役割を認知して支援を。
- 外国学校がセーフティネットとなって、いじめによる不登校・不就学を減らしている面もある。子どもへの心理サポートも重要。外国学校の経験・知見を外国籍児童生徒の不就学対策に活用するべき。
- 学校以外でも、共通のルーツを持つ人たちが自助的努力によって行う母語を中心とした教育活動への支援を。

8 全国の自治体にタスクフォース・連絡協議会を

- 全国の自治体で、セクターを超えて力を合わせるためのタスクフォースや連絡協議会の設置へ。

9 海外の日本につながる子どもたちへの支援を

- 海外に移住した日本人（外国人と結婚した人も含む）の子どもたちへの母語教育・継承語教育への支援を。「継承語としての日本語教育」は、「国語教育」とも「外国語」としての日本語教育」とも異なり、家庭で使われる言葉を基盤として、高いリテラシーの獲得をめざす継承日本語学校に継続されるべきである。
- 海外での補習校への日本政府からの支援は、国籍や帰国・永住予定の有無による差引きをやめて、定住家庭や国際結婚家庭の子どもへの継承語コースや国際学校も支援の対象に。日本からの教員派遣の際は、現地の多言語環境の子どもの状況について十分な就任前研修を。
- 政府支援の補習校がない地域でも草の根の継承日本語学校を認知し、教師養成や教室確保、カリキュラム編成、教材作成などを国として支援する。海外在住者の経験・知見を日本在住の海外にルーツをもつ子どもへの支援に活用するべき。

10 施策の成果の継続評価と定期的な見直しを

- 以上の提言を「日本語教育の推進に関する国の基本方針」に反映させるとともに、それらの提言がいかん具体的に実施する国として実行に移され、どのような成果をあげているのかを常に評価し、定期的に見直ししていく仕組みを構築する。

各分科会代表

分科会 A 「小さな子ども」
宮崎幸江（上智大学短期大学部教授）
鈴木庸子（国際基督教大学教育研究所研究員）
分科会 B 「学校」
髙橋清樹（認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長）
ピッチフォーワード理絵（JSCグローバル・スクール多文化コーディネーター）
川原翼（秦野市立渋沢小学校教諭）

分科会 C 「外国学校」
小貫大輔（東海大学教授）
斐安（外国人学校ネットワークかながわ共同代表）

分科会 D 「海外」
中島和子（トロント大学名誉教授）
カルターー淑子（母語継承語バイリンガル教育学会 海外継承日本語部会代表）

問合せ先

「彩とりどりの子どもたち」プロジェクト
電話：0463-58-1211（東海大学教養学部国際学科 小貫大輔）
Email: crinfo@cribrasil.org（CRI・チル・リンズ・ライオンズ・インターナショナル）
*関連資料のダウンロードは以下のホームページより
バイリンガル・フォルチリ・ソナル（BM）子どもネットワーク
<https://sites.google.com/view/bmcm/home>